

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6001868号
(P6001868)

(45) 発行日 平成28年10月5日(2016.10.5)

(24) 登録日 平成28年9月9日(2016.9.9)

(51) Int. Cl. F I
B 6 5 D 83/08 (2006.01) B 6 5 D 83/08 B
A 4 7 K 7/00 (2006.01) A 4 7 K 7/00 C

請求項の数 8 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2012-22783 (P2012-22783)	(73) 特許権者	512030359 株式会社シーネット
(22) 出願日	平成24年2月6日(2012.2.6)		愛媛県四国中央市村松町20番地1
(65) 公開番号	特開2013-159365 (P2013-159365A)	(74) 代理人	100142217 弁理士 小笠原 宜紀
(43) 公開日	平成25年8月19日(2013.8.19)	(74) 代理人	100119367 弁理士 松島 理
審査請求日	平成27年1月30日(2015.1.30)	(72) 発明者	佐藤 正人 愛媛県四国中央市村松町20番地1 株式 会社シーネット内
		(72) 発明者	三好 誓一 愛媛県四国中央市村松町20番地1 株式 会社シーネット内
		審査官	高橋 裕一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装体及び包装体の開閉蓋

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

折り畳まれて重ね合わされるウェットティッシュを収容する非通気性の容器本体の上面部に可撓性の開閉蓋を粘着させて前記上面部に設けた取出口を密閉したり、前記開閉蓋の一部を剥離させることによって前記取出口を開放させることのできる包装体の開閉蓋において、

第1のシートと第2のシートとが全領域で貼着されてなり、

前記取出口を密閉・開放する本体部と、

長手方向にみて一端に設けられた摘み部と、

前記摘み部のある一端と反対側の他端近傍で、切れ込みが設けられ、該切れ込みによつて前記本体部の剥離を停止させるための剥離停止部と、

前記剥離停止部によって、負荷が緩和されて前記上面部への粘着固定が保持される粘着固定部と、

前記粘着固定部と本体部との境界に、前記第1のシートに切れ目が設けられることにより折罫が形成された境界部とを備え、

前記剥離停止部は、前記境界部と離間して、前記本体部に形成されていることを特徴とする包装体の開閉蓋。

【請求項2】

前記剥離停止部の前記粘着固定部側の最端と前記境界部との幅が0.5mm~1.0mmの範囲にあることを特徴とする請求項1に記載の包装体の開閉蓋。

10

20

【請求項 3】

前記剥離停止部は、前記開閉蓋の前記本体部に、前記摘み部を上に見たとき、該開閉蓋の幅方向左端から、中心に向かって右曲がりである略渦巻形状からなる左側切込と、該左側切込と前記本体部の縦の中心線に対して左右対称な略渦巻形状からなる右側切込とを備えることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載の包装体の開閉蓋。

【請求項 4】

前記剥離停止部は、幅方向の両側において、端部を残して前記切れ込みが入れられることによって形成される止め部を備えることを特徴とする請求項 3 に記載の包装体の開閉蓋。

【請求項 5】

折り畳まれて重ね合わされるウェットティッシュを収容する非通気性の容器本体の上面部に可撓性の開閉蓋を粘着させて前記上面部に設けた取出口を密閉したり、前記開閉蓋の一部を剥離させることによって前記取出口を開放させることのできる包装体において、

前記開閉蓋は、

第 1 のシートと第 2 のシートとが全領域で貼着されてなり、

前記取出口を密閉・開放する本体部と、

長手方向にみて一端に設けられた摘み部と、

前記摘み部のある一端と反対側の他端近傍で、切れ込みが設けられ、該切れ込みによって前記本体部の剥離を停止させるための剥離停止部と、

前記剥離停止部によって、負荷が緩和されて前記上面部への粘着固定が保持される粘着固定部と、

前記粘着固定部と本体部との境界に、前記第 1 のシートに切れ目が設けられることにより折罫が形成された境界部とを備え、

前記剥離停止部は、前記境界部と離間して、前記本体部に形成されていることを特徴とする包装体。

【請求項 6】

前記剥離停止部の前記粘着固定部側の最端と前記境界部との幅が 0.5 mm ~ 1.0 mm の範囲にあることを特徴とする請求項 5 に記載の包装体。

【請求項 7】

前記剥離停止部は、前記開閉蓋の前記本体部に、前記摘み部を上に見たとき、該開閉蓋の幅方向左端から、中心に向かって右曲がりである略渦巻形状からなる左側切込と、該左側切込と前記本体部の縦の中心線に対して左右対称な略渦巻形状からなる右側切込とを備えることを特徴とする請求項 5 又は請求項 6 に記載の包装体。

【請求項 8】

前記剥離停止部は、幅方向の両側において、端部を残して前記切れ込みが入れられることによって形成される止め部を備えることを特徴とする請求項 7 に記載の包装体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、使用時に開いた状態のまま保持できる包装体及び包装体の開閉蓋に関する。

【背景技術】

【0002】

幼児のお尻拭き、家具の清拭、化粧落とし、トイレ清掃等を目的として、アルコール、保湿剤、界面活性剤等を含む薬液を紙、織布又は不織布の繊維素材に含浸させたウェットティッシュが従来から広く使用されている。このウェットティッシュは、長時間空気に晒しておくと、含浸物が乾いたり揮発して品質が低下してしまうため、通常、気密性や液密性を有する包装体に収容される。

【0003】

この種の包装体は、包装体の一箇所に設けられた取出口を覆うように、繰り返し剥離、貼着が可能なシート状の開閉蓋が取り付けられている。この開閉蓋は、包装体との接着面

10

20

30

40

50

に接着剤が塗布され、包装体の取出口を閉塞することで、包装体内部に収容されたウェットティッシュの乾燥を防止し、気密状態を保つようにしている。ウェットティッシュの取出しの際には、開閉蓋を引き起こして取出口を開放するが、折り曲げに対する反発により開閉蓋が元に戻ってしまい、ウェットティッシュが取出しにくかったり、接着剤が手に付いたりすることがあった。

【0004】

この対策として、図7に示す技術が知られている（特許文献1を参照。）。この技術は、包装体111の開閉蓋を覆う蓋材112が、第1のシート112aと第2のシート112bとが積層された本体部分112Aと、第2のシート112bのみが延長した延長部分112Bとからなり、延長部分112Bが、本体部分112Aよりも強い接着力で接着す

10

【0005】

この蓋材112によれば、境界部112Dがヒンジとして機能し、また延長部分112Bがストッパーとして機能して、本体部分112Aを剥がした時点で、蓋材112を剥がす動作が止めやすくなるとともに、開口部が現れた状態で、蓋材112が開口部の方向へ戻りにくくなる。したがって、この包装体111によれば、一方の手で元に戻ろうとする蓋材112を押さえ、他方の手によってウェットティッシュを取り出すといったように両手を使う必要がなくなり、片手で、蓋材112を開きウェットティッシュを取り出すことができる。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特許第3659792号

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、この包装体111の蓋材112の延長部分112Bを形成するためには、第1のシート112aと第2のシート112bとを積層して貼り合わせる前に、第1のシート112aの境界部112Dに切れ目を入れて、延長部分112Bに対応する部分の第1のシート112aを剥がす工程が必要となる点、加えて、延長部分112Bに用いる剥がれにくい強力な接着剤（又は、接着剤を塗布したラミネートを仕入れること）が必要となる点で、製造工程上、非効率で高コストになるという問題があった。

30

【0008】

そこで、この発明が解決しようとする課題は、使用時に開いた状態のまま保持できるとともに、延長部分のシートを剥がす工程が不要で製造の効率性が高い包装体及び包装体の開閉蓋を提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

この発明は、前記課題を解決するためになされたもので、本発明の第1の側面に係る包装体の開閉蓋は、折り畳まれて重ね合わされるウェットティッシュを収容する非通気性の容器本体の上面部に可撓性の開閉蓋を粘着させて前記上面部に設けた取出口を密閉したり、前記開閉蓋の一部を剥離させることによって前記取出口を開放させることのできる包装体の開閉蓋であって、第1のシートと第2のシートとが全領域で貼着されてなり、前記取出口を密閉・開放する本体部と、長手方向にみて一端に設けられた摘み部と、前記摘み部のある一端と反対側の他端近傍で、切り込みを入れることにより形成された剥離停止部と、前記剥離停止部によって前記上面部への粘着固定が保持される粘着固定部と、前記粘着固定部と本体部との境界に、前記第1のシートに切れ目が設けられることにより折罫が形成された境界部とを備えていることを特徴としている。

40

【0010】

前記構成により、境界部がヒンジとして機能するとともに、剥離停止部がストッパーと

50

して機能するために、蓋材が全開した状態で保持できる。したがって、前記構成により、一方の手で元に戻ろうとする開閉蓋を押さえ、他方の手によってウェットティッシュを取り出すといったように両手を使う必要がなくなり、開閉蓋を開き、片手で、ウェットティッシュを取り出すことができる。

【0011】

また、前記構成により、延長部分のシートを剥がす工程が不要となるので、従来の蓋材112と比べて、開閉蓋の製造の効率性が向上する。

【0012】

また、本発明の第2の側面に係る包装体の開閉蓋は、前記剥離停止部は、前記粘着固定部に掛かることなく前記本体部に形成されていることを特徴としている。

10

【0013】

前記構成により、剥離停止部が、粘着固定部に掛かることなく本体部に形成されているので、剥離停止部が第一の防波堤の役割を果たし、続く第二の防波堤となる境界部に掛かる負荷が緩和されるように作用し、境界部があることで剥離停止部への負荷も分散されて緩和され、剥離停止部や境界部の負荷が掛かる箇所から第1のシートと第2のシートとの貼着が剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

【0014】

すなわち、前記構成により、延長部分の第1のシートを剥がす工程が不要となり、効率性が向上して低コストで製造できるという従来の利点を有しながら、第1のシートと第2のシートとが、コスト高となる強力な接着をしなくても剥がれることがないという新たな優れた効果がある。

20

【0015】

さらにまた、本発明の第3の側面に係る包装体の開閉蓋は、前記剥離停止部の前記粘着固定部側の最端と前記境界部との幅が0.5mm~1.0mmの範囲にあることを特徴としている。

【0016】

前記構成により、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅が0.5mm未満であると、第一の防波堤である剥離停止部と第二の防波堤である境界部が近いために、両者の相乗効果が弱まる傾向にあり、一方、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅が1.0mmより大きいと、境界部に負荷が掛かるところまで到達せずに、剥離停止部だけが機能し、開閉蓋が全開した状態で保持できなくなる傾向にあるところ、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅を0.5mm~1.0mmの範囲にしたので、本発明の第2の側面に係る包装体の効果をより効率的に得ることができる。

30

【0017】

さらにまた、本発明の第4の側面に係る包装体の開閉蓋は、前記剥離停止部は、上に凸とならないように（曲率が正又は0となるように）前記開閉蓋の幅方向の両側から内側に向けて切れ込みが形成されていることを特徴としている。

【0018】

前記構成により、剥離停止部の切り込みの端部から第1のシートと第2のシートとの貼着がより剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

40

【0019】

すなわち、本発明の第1の側面に係る包装体の開閉蓋の剥離停止部は、内側から外側、更には、外側から内側に向かって巻き込むように切り込みが設けられたものも含まれており、該剥離停止部の構成であると切り込みの端部に負荷が掛かるのに対して、本発明の第4の側面に係る包装体の開閉蓋の剥離停止部は、外側から内側、更には、内側から外側に向かって巻き込むように切り込みが設けられていることで、剥離停止部の切り込みの端部に負荷が掛かりにくくなっているため、剥離停止部の切り込みの端部から第1のシートと第2のシートとの貼着がより剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

【0020】

さらにまた、本発明の第5の側面に係る包装体の開閉蓋は、前記剥離停止部は、幅方向

50

の両側において、端部を残して切れ込みが入れられることによって形成される止め部を備えることを特徴としている。

【0021】

前記構成により、包装体の製造工程において、開閉蓋を包装体の取出口に貼着する際、剥離停止部の切れ込みが大きいと、剥離停止部の一部がズレたり、一部を巻き込む虞があると、剥離停止部の幅方向の両側の端部に止め部が設けられているので、この問題を解消することができる。

【0022】

本発明の第6の側面に係る包装体は、折り畳まれて重ね合わされるウェットティッシュを収容する非通気性の容器本体の上面部に可撓性の開閉蓋を粘着させて前記上面部に設けた取出口を密閉したり、前記開閉蓋の一部を剥離させることによって前記取出口を開放させることのできる包装体であって、前記開閉蓋は、第1のシートと第2のシートとが全領域で貼着されてなり、前記取出口を密閉・開放する本体部と、長手方向にみて一端に設けられた摘み部と、前記摘み部のある一端と反対側の他端近傍で、切り込みを入れることにより形成された剥離停止部と、前記剥離停止部によって前記上面部への粘着固定が保持される粘着固定部と、前記粘着固定部と本体部との境界に、前記第1のシートに切れ目が設けられることにより折罫が形成された境界部とを備えていることを特徴としている。

10

【0023】

前記構成により、包装体の開閉蓋において、境界部がヒンジとして機能するとともに、剥離停止部がストッパーとして機能するために、蓋材が全開した状態で保持できる。したがって、前記構成により、包装体によれば、包装体の開閉蓋において、一方の手で元に戻ろうとする開閉蓋を押さえ、他方の手によってウェットティッシュを取り出すといったように両手を使う必要がなくなり、開閉蓋を開き、片手で、ウェットティッシュを取り出すことができる。

20

【0024】

また、前記構成により、包装体の開閉蓋において、延長部分のシートを剥がす工程が不要となるので、従来の蓋材112と比べて、開閉蓋の製造の効率性が向上する。

【0025】

本発明の第7の側面に係る包装体は、前記剥離停止部は、前記粘着固定部に掛かることなく前記本体部に形成されていることを特徴としている。

30

【0026】

前記構成により、包装体の開閉蓋において、剥離停止部が、粘着固定部に掛かることなく本体部に形成されているので、剥離停止部が第一の防波堤の役割を果たし、続く第二の防波堤となる境界部に掛かる負荷が緩和されるように作用し、境界部があることで剥離停止部への負荷も分散されて緩和され、剥離停止部や境界部の負荷が掛かる箇所から第1のシートと第2のシートとの貼着が剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

【0027】

すなわち、前記構成により、延長部分の第1のシートを剥がす工程が不要となり、効率性が向上して低コストで製造できるという従来の利点を有しながら、第1のシートと第2のシートとが、コスト高となる強力な接着をしなくても剥がれることがないという新たな優れた効果がある。

40

【0028】

さらにまた、本発明の第8の側面に係る包装体は、前記剥離停止部の前記粘着固定部側の最端と前記境界部との幅が0.5mm~1.0mmの範囲にあることを特徴としている。

【0029】

前記構成により、包装体の開閉蓋において、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅が0.5mm未満であると、第一の防波堤である剥離停止部と第二の防波堤である境界部が近いために、両者の相乗効果が弱まる傾向にあり、一方、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅が1.0mmより大きいと、境界部に負荷が掛かるところまで

50

到達せずに、剥離停止部だけが機能し、開閉蓋が全開した状態で保持できなくなる傾向にあるところ、剥離停止部の粘着固定部側の最端と境界部との幅を0.5mm～1.0mmの範囲にしたので、本発明の第7の側面に係る包装体の効果をより効率的に得ることができる。

【0030】

さらにまた、本発明の第9の側面に係る包装体は、前記剥離停止部は、上に凸とならないように（曲率が正又は0となるように）前記開閉蓋の幅方向の両側から内側に向けて切れ込みが形成されていることを特徴としている。

【0031】

前記構成により、包装体の開閉蓋において、剥離停止部の切り込みの端部から第1のシートと第2のシートとの貼着がより剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

10

【0032】

すなわち、本発明の第6の側面に係る包装体の開閉蓋の剥離停止部は、内側から外側、更には、外側から内側に向かって巻き込むように切り込みが設けられたものも含まれており、該剥離停止部の構成であると切り込みの端部に負荷が掛かるのに対して、本発明の第9の側面に係る包装体の開閉蓋の剥離停止部は、外側から内側、更には、内側から外側に向かって巻き込むように切り込みが設けられていることで、剥離停止部の切り込みの端部に負荷が掛かりにくくなっているため、剥離停止部の切り込みの端部から第1のシートと第2のシートとの貼着がより剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

【0033】

20

さらにまた、本発明の第10の側面に係る包装体の開閉蓋は、前記剥離停止部は、幅方向の両側において、端部を残して切れ込みが入れられることによって形成される止め部を備えることを特徴としている。

【0034】

前記構成により、包装体の製造工程において、開閉蓋を包装体の取出口に貼着する際、剥離停止部の切れ込みが大きいと、剥離停止部の一部がズレたり、一部を巻き込む虞があるところ、剥離停止部の幅方向の両側の端部に止め部が設けられているので、この問題を解消することができる。

【発明の効果】

【0035】

30

本発明によれば、使用時に開いた状態のまま保持できるとともに、延長部分のシートを剥がす工程が不要で製造の効率性が高い包装体及び包装体の開閉蓋を提供することができる。

【0036】

また、本発明によれば、上記の優れた作用効果を有しながら、第1のシートと第2のシートを積層して貼り合わせるために、安価である接着力の弱い接着剤を用いても、第1のシートと第2のシートとが分離することなく、第1のシートや第2のシートが破れることがない包装体及び包装体の開閉蓋を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0037】

40

【図1】本発明に係る包装体の実施例1を示す斜視図であって、(A)包装体の斜視図、(B)開閉蓋の一部を短手方向に見た断面図である。

【図2】本発明に係る包装体の実施例2を示す斜視図であって、(A)は開閉蓋により取出口が覆われている状態、(B)は開閉蓋が剥がされ取出口が現れた状態を示す図である。

【図3】本発明に係る包装体の開閉蓋を示す平面図であって、実施例1を示す図である。

【図4】本発明に係る包装体の開閉蓋を示す平面図であって、(A)実施例2、(B)実施例3を示す図である。

【図5】本発明に係る包装体の開閉蓋を示す平面図であって、(A)実施例4、(B)実施例5を示す図である。

50

【図6】参考例である開閉蓋が取付けられた状態を示す開閉蓋の一部を長手方向から見た断面図であって、(A)は参考例である開閉蓋が閉じられた状態、(B)は本体部が引き剥がされた状態、(C)は本体部が倒された状態を示す図である。

【図7】従来の開閉蓋が閉じられた状態の包装体を示す図であって、(A)包装体の斜視図、(B)開閉蓋の一部を短手方向に見た断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0038】

以下、本発明を適用した具体的な実施の形態について、図面を参照しながら詳細に説明する。本発明は、例えば、図1乃至図5に示すような構成の包装体1a~e及び包装体1a~eの開閉蓋11a~eに適用される。

10

【0039】

図3は、開閉蓋の一実施形態である実施例1を示しており、11aの符号を付し、開閉蓋11aに対応する包装体には1aの符号を付している(図1を参照。)。同様に、図4(A)、図4(B)、図5(A)、図5(B)に示す開閉蓋は、夫々、包装体の開閉蓋の、実施例2、実施例3、実施例4、実施例5に対応している。実施例2(開閉蓋11b)に対応する包装体は包装体1b(図2を参照。)、実施例3(開閉蓋11c)に対応する包装体は包装体1c、実施例4(開閉蓋11d)に対応する包装体は包装体1d、実施例5(開閉蓋11e)に対応する包装体は包装体1eというように符号を付している。

【0040】

この包装体1a~eは、折り畳まれて重ね合わされるウェットティッシュSを収容する非通気性の容器本体2と、容器本体2の上面部5に設けた取出口3と、粘着させて取出口3を密閉したり、一部を剥離させることによって取出口3を開放させることのできる可撓性を有する開閉蓋11a~eと、粘着固定部14と本体部15との境界に、第1のシートに切れ目が設けられることにより折罫が形成された境界部16とを主要部として備えている。

20

【0041】

容器本体2は、図1(A)、図2(A)(B)に示すように、柔軟で気密性及び/又は液密性を有するシート、例えば約20ミクロン程度の肉厚のシートフィルムを筒形状として両端部を密封接合した構成とされ、上面部5と、側面部6と、底面部7とからなる略長方形形の密封袋状をしている。容器本体2の内部には一枚毎に繰り出し可能に積層されたウェットティッシュSの束体が収納されている。なお、容器本体2は、前述のようないわゆるピロタイプに限らず、柔軟で気密性及び/又は液密性を有するシート状のものからなり、その内部にウェットティッシュS等を収容できる容器であれば、どのようなものであってもよい。

30

【0042】

取出口3は、上面部5の略中央部に設けられた楕円形の開口であり、この開口を介して、ウェットティッシュSを1枚ずつ取り出すことができる。なお、取出口3の形状は、楕円形に限られず、円形、長方形、菱形等適宜の形状としてもよい。また、取出口3は、予め取出口3を形成したものに開閉蓋11a~eを被覆したものに限らず、包装体1a~eの所定の位置に取出口3を形成するための薄肉部又は切り込みを設け、開閉蓋11a~eを被覆した際、開閉蓋11a~eの包装体1a~eと対向する面に塗布された接着剤によって、開閉蓋11a~eと一体に包装体1a~eの取出口3を形成する領域のシートが切り取られるようにしてもよい。

40

【0043】

このような取出口3を閉塞する開閉蓋11a~eは、図1(A)、図2(A)(B)に示すように、取出口3を閉塞するような大きさを有しており、包装体1a~eに対向する面に、後述する包装体1a~eに繰り返し剥離、貼着ができる接着層14d、15d(図1(B)を参照。詳しくは後述する。)が形成され、包装体1a~eの上面部5に接着されている。

【0044】

50

開閉蓋 1 1 a ~ e は、図 3 乃至図 5 に示すように、開閉蓋 1 1 a ~ e の長手方向にみて一端（短辺端部）に設けられた摘み部 1 2 と、摘み部 1 2 のある一端と反対側の他端近傍に設けられた剥離停止部 1 3、1 3 と、剥離停止部 1 3、1 3 によって上面部 5 への粘着固定が保持される粘着固定部 1 4 と、取出口 3 を密閉・開放する本体部 1 5 とを主要部として備えている。

【 0 0 4 5 】

開閉蓋 1 1 a ~ e は、ポリエチレンテレフタレート（PET）、ポリプロピレン（PP）、ポリエステル、ポリアミド、ポリ塩化ビニル等の合成樹脂シートの複合材、又はこれら合成樹脂シートとアルミホイル、紙等とを貼り合わせた複合シートからなる柔軟で気密性及び/又は液密性を有するシートにより形成されている。

10

【 0 0 4 6 】

具体的に関閉蓋 1 1 a ~ e は、図 1（B）に示すように、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）からなる第 1 のシート 1 4 c、1 5 c と、第 1 のシート 1 4 c、1 5 c の上面で所定の文字、図形等が印刷されるとともに、第 2 のシート 1 4 a、1 5 a を貼り合わせるための接着剤が塗られた印刷接着層 1 4 b、1 5 b と、延伸ポリプロピレン（PP）からなる第 2 のシート 1 4 a、1 5 a と、第 1 のシート 1 4 c、1 5 c の下面で包装体 1 a ~ e の上面部 5 と繰り返し剥離、貼着を行うための再剥離接着剤が塗られた接着層 1 4 d、1 5 d との 4 層からなる複合シートである。

【 0 0 4 7 】

図 1（B）に示すように、開閉蓋 1 1 a ~ e の本体部 1 5 は、第 1 のシート 1 5 c と第 2 のシート 1 5 a とが積層されている部分であり、開閉蓋 1 1 a ~ e の粘着固定部 1 4 は、第 1 のシート 1 4 c と第 2 のシート 1 4 a とが積層されている部分である。

20

【 0 0 4 8 】

第 1 のシート 1 4 c、1 5 c は、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）等のシート体で形成された層であり、開閉蓋 1 1 a ~ e の剥離、貼着動作を繰り返し行った場合にも傷まず、適度な柔軟性を保てるような厚みを有している。例えば、その厚みは、50 μm である。

【 0 0 4 9 】

第 2 のシート 1 4 a、1 5 a は、印刷接着層 1 4 b、1 5 b に転写されたインクをコーティングする層であり、第 1 のシート 1 4 c、1 5 c の柔軟性を損なわない程度の厚さに形成され、更に、印刷接着層 1 4 b、1 5 b を透視できるように透明性を有し、加えて、ウェットティッシュの乾燥を防ぐため防湿性を有する層であり、例えば延伸ポリプロピレン（PP）で形成されている。第 2 のシート 1 4 a、1 5 a の厚みは、例えば 20 μm であり、第 1 のシート 1 4 c、1 5 c よりも第 2 のシート 1 4 a、1 5 a の方が薄い。また、第 1 のシート 1 4 c、1 5 c の曲げ剛性よりも、第 2 のシート 1 4 a、1 5 a の曲げ剛性の方が小さい。

30

【 0 0 5 0 】

接着層 1 4 d、1 5 d は、包装体 1 a ~ e の上面部 5 と開閉蓋 1 1 a ~ e とを繰り返し剥離、貼着可能にするための再剥離接着剤糊が塗布された層であり、その厚みは 10 ~ 30 μm である。この接着層 1 4 d、1 5 d としては、例えば、ポリエステル系、アクリル系、ゴム系等の接着剤が用いられる。

40

【 0 0 5 1 】

なお、開閉蓋 1 1 a は、前述の材質に限らず、全体として開閉蓋 1 1 a ~ e の剥離、貼着動作を繰り返し行った場合にも傷まず、適度な柔軟性、気密性や液密性を保てるものであればよい。

【 0 0 5 2 】

摘み部 1 2 は、図 3 及び図 4 に示すように、一方の短辺端部に略円弧突出して形成されている。摘み部 1 2 は、摘みやすくするため、接着層 1 5 d が塗布されておらず、包装体 1 a ~ e の上面部 5 に接着されていない。なお、摘み部 1 2 は、前述に限らず、開閉蓋 1 1 a ~ e の端部に形成されて、ユーザによって剥離動作を容易に行なえるものであればよ

50

く、その形状が、例えば、矩形，台形等であってもよい。

【0053】

また、摘み部12は、前述に限らず、ユーザによって摘み部12を容易に摘めるものであればよく、接着層11a～eが塗布されていない代わりに、接着層11a～eの所定の位置に、いわゆる糊殺しや糊抑えといった接着不能にする層をさらに形成するようにしてもよい。

【0054】

開閉蓋11aの他端側に設けられた剥離停止部13，13は、図3に示すように、開閉蓋11aの境界部16の近傍において、境界部16に掛かって粘着固定部14及び本体部15に切れ込みを入れることによって形成されている。

10

【0055】

開閉蓋11b～eの他端側に設けられた剥離停止部13，13は、図4(A)，図4(B)，図5(A)，図5(B)に示すように、粘着固定部14や境界部16に掛かることなく本体部15に形成されており、開閉蓋11b～eの境界部16の近傍に切れ込みを入れることによって形成されている。

【0056】

開閉蓋11bの剥離停止部13，13は、図4(A)に示すように、開閉蓋11bの幅方向の両側から内側に向けて短辺端部に平行して直線的に切れ込みが形成された直線部13e，13eと、直線部13e，13eの内側端部から更に内側の境界部16に向けて斜めに直線的に切れ込みが形成された直線部13f，13fと、上に凸とならないように(曲率が正又は0となるように)、直線部13f，13fの境界部16側の端部から開口が摘み部12を向いた略半円状の切り込みが形成された湾曲部13g，13gとから構成されている。

20

【0057】

開閉蓋11a～eが剥離される際には、開閉蓋11a～eが、剥離停止部13，13の切れ込みに沿って剥離されるので、剥離停止部13，13は、剥離されることなく貼着状態を維持することでストッパーとして機能する。

【0058】

開閉蓋11aの剥離停止部13，13は、内側から外側、更には、外側から内側に向かって巻き込むように切り込みが設けられており、開閉蓋11aの剥離停止部13，13における切り込みの端部に負荷が掛かる構成になっているのに対して、開閉蓋11b～eの剥離停止部13，13は、上に凸とならないように(曲率が正又は0となるように)、すなわち、外側から内側、更には、内側から外側に向かって巻き込むように切り込みが設けられていることで、切り込みの端部に負荷が掛かりにくくなっているため、切り込みの端部から第1のシート14cと第2のシート14aとの貼着がより剥がれにくくなる。

30

【0059】

ここで、剥離停止部13，13の上記作用効果は、上に凸とならないように(曲率が正又は0となるように)、剥離停止部13，13が粘着固定部14や境界部16に掛かることなく本体部15に形成されることによって得られるため、図4(A)に示すような実施例2(剥離停止部13，13)の形状の他、例えば、図4(B)，図5(A)，図5(B)に示すような実施例3(剥離停止部131，131)，実施例4(剥離停止部132，132)，実施例5(剥離停止部133，133)の形状に切り込みを形成してもよい。

40

【0060】

また、剥離停止部13～133，13～133の粘着固定部14側の最端と境界部16との幅は、0.5mm～1.0mmの範囲にあるように形成されている。剥離停止部13～133，13～133の粘着固定部14側の最端と境界部との幅が0.5mm未満であると、第一の防波堤である剥離停止部13～133，13～133と第二の防波堤である境界部16とが近いために、両者の相乗効果が弱まり、一方、剥離停止部13～133，13～133の粘着固定部14側の最端と境界部16との幅が1.0mmより大きいと、境界部16に負荷が掛かるところまで到達せずに、剥離停止部13～133，13～133

50

3だけが機能し、開閉蓋11b~eが全開した状態で保持できなくなるからである。

【0061】

さらに、剥離停止部13~133, 13~133は、図5(B)に示すように、幅方向の両側において、端部を残して切れ込みが入れられることによって形成される止め部113a, 113aを備えるようにしてもよい。止め部113a, 113aを設けることで、包装体の製造工程において、開閉蓋11b~eを包装体1の取出口3に貼着する際、剥離停止部13~133, 13~133の一部がズレたり、一部を巻き込むことがない。

【0062】

境界部16は、第1のシートに設けた切れ目と上部に貼着された第2のシートで構成されており、第1のシートに切れ目を設けた後、第2のシートを積層して接着剤で貼着することによって該切れ目部分に形成される。第1のシートと第2シートとを貼着した後、開閉蓋11a~eの外枠の形状と剥離停止部13~133, 13~133の形状とに切れ目を入れることで、図1(B)に示すように、第1のシート15cと第2のシート15aとが積層されている本体部15と、第1のシート14cと第2のシート14aとが積層されている粘着固定部14とが形成されるとともに、図3乃至図5に示すように、同時に剥離停止部13~133, 13~133が形成されて、開閉蓋11a~eをシール製品として使用できるようになる。

【0063】

以上のような構成の開閉蓋11a~eは、取出口3を閉塞するように、接着層14d, 15dによって包装体1a~eの上面部5に貼着される。開閉蓋11a~eは、摘み部12から引き剥がされる時、図6に示すように、境界部16がヒンジとして機能して、本体部15が、境界部16のところで折れ曲がって倒伏するとともに、剥離停止部13~133, 13~133がストッパーとして機能して、ユーザが開閉蓋11a~eを強く剥がしても、粘着固定部14が剥がされることなく、開閉蓋11a~eが開いた状態で保持することができる。

【0064】

続いて、前述のような構成をした包装体1a~eを用いて、ウェットティッシュSを取り出す場合について図面を参照して説明する。

【0065】

まず、ユーザは、図2(A), 図6(A)に示すような開閉蓋11a~eが包装体1a~eの上面部5に貼着されている状態において、摘み部12を指で摘んで、摘み部12を上側に引っ張ることにより、開閉蓋11a~eは、摘み部12から粘着固定部14側に向けて順次包装体1a~eの上面部5から剥離し、取出口3が露出する。図6(B)に示すように、開閉蓋11a~eは、摘み部12を摘んで開閉蓋11aを、粘着固定部14側に向けて開いていくと、粘着固定部14の手前の境界部16まで剥離されていく。ユーザは、粘着固定部14側まで引っ張り続けると、図6(C)に示すように、剥離停止部13~133, 13~133がストッパーとして機能するとともに、開閉蓋11a~eが180°開いた状態で保持される。

【0066】

ユーザは、摘み部12を放しても、開閉蓋11a~eが全開した状態で保持されているので、ユーザは、例えば片手で取出口3からウェットティッシュSを容易に取り出すことができる。

【0067】

また、ユーザは、ウェットティッシュSの使用が終わり、摘み部12を摘んで開閉蓋11a~eを、先ほどの方向と反対に閉じていくと、簡単に、取出口3を被覆しながら、包装体a~eの上面部5に開閉蓋11a~eを貼着することが可能となる。

【0068】

以上のように、包装体1a~e及び包装体1a~eの開閉蓋11a~eによれば、境界部16がヒンジとして機能するとともに、剥離停止部13~133, 13~133がストッパーとして機能するために、開閉蓋11a~eが全開した状態で保持できる。したがっ

10

20

30

40

50

て、包装体 1 a ~ e 及び包装体 1 a ~ e の開閉蓋 1 1 a ~ e によれば、一方の手で元に戻るうとする開閉蓋 1 1 a ~ e を押さえ、他方の手によってウェットティッシュ S を取り出すといったように両手を使う必要がなくなり、開閉蓋 1 1 a ~ e を開き、片手で、ウェットティッシュ S を取り出すことができる。

【 0 0 6 9 】

また、包装体 1 a ~ e 及び包装体 1 a ~ e の開閉蓋 1 1 a ~ e によれば、包装体 1 a ~ e の開閉蓋 1 1 a ~ e において、延長部分のシートを剥がす工程が不要となるので、従来の蓋材 1 1 2 と比べて、開閉蓋 1 1 a ~ e の製造の効率性が向上する。

【 0 0 7 0 】

また、包装体 1 b ~ e 及び包装体 1 b ~ e の開閉蓋 1 1 b ~ e によれば、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 が、粘着固定部 1 4 に掛かることなく本体部 1 5 に形成されているので、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 が第一の防波堤の役割を果たし、続く第二の防波堤となる境界部 1 6 に掛かる負荷が緩和されるように作用し、境界部 1 6 があることで剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 への負荷も分散されて緩和され、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 や境界部 1 6 の負荷が掛かる箇所から第 1 のシートと第 2 のシートとの貼着が剥がれにくくなるという作用効果を奏する。

【 0 0 7 1 】

すなわち、包装体 1 b ~ e 及び包装体 1 b ~ e の開閉蓋 1 1 b ~ e によれば、従来あった延長部分のシートを剥がす工程が不要となり、効率性が向上して低コストで製造できるという優れた効果を有しながら、コスト高となる強力な接着剤を用いて第 1 のシートと第 2 のシートとを接着しなくても剥がれることがないという効果も得られる。

【 0 0 7 2 】

また、包装体 1 b ~ e 及び包装体 1 b ~ e の開閉蓋 1 1 b ~ e によれば、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 の粘着固定部 1 4 側の最端と境界部 1 6 との幅を 0 . 5 mm ~ 1 . 0 mm の範囲にしたので、第 1 のシートと第 2 のシートとの貼着が剥がれにくくなるという効果をより効率的に得ることができる。

【 0 0 7 3 】

さらに、包装体 1 b ~ e 及び包装体 1 b ~ e の開閉蓋 1 1 b ~ e によれば、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 が、外側から内側、更には、内側から外側に向かって巻き込むように切り込みが設けられていることで、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 の切り込みの端部に負荷が掛かりにくくなっているため、剥離停止部 1 3 ~ 1 3 3 , 1 3 ~ 1 3 3 の切り込みの端部から第 1 のシートと第 2 のシートとの貼着が剥がれにくくなるという効果をより効率的に得ることができる。

【 0 0 7 4 】

なお、本発明は前述した実施の形態のみに限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲において種々の変更が可能であることは勿論である。

【 符号の説明 】

【 0 0 7 5 】

1 a ~ e 包装体
 2 容器本体
 3 取出口
 5 上面部
 6 側面部
 7 底面部
 1 1 a ~ e 開閉蓋
 1 2 摘み部
 1 3 , 1 3 1 ~ 1 3 3 剥離停止部
 1 3 e , f 直線部
 1 3 g 湾曲部
 1 3 3 a 止め部

10

20

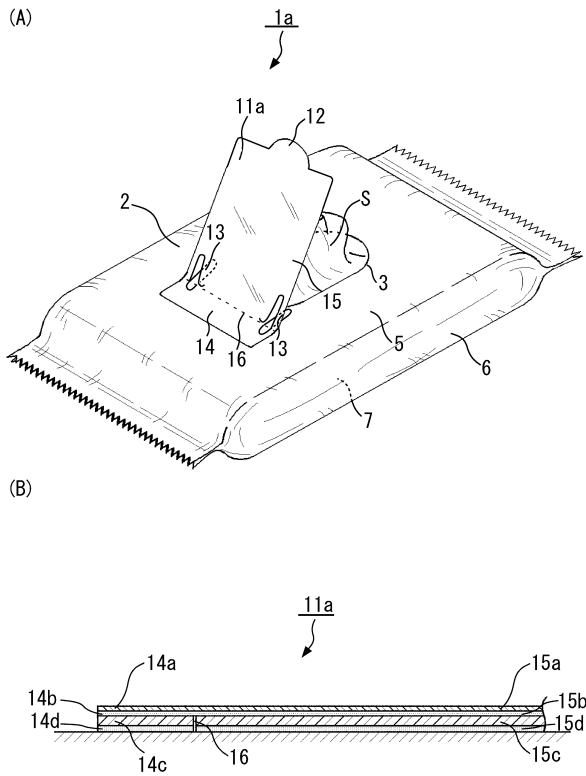
30

40

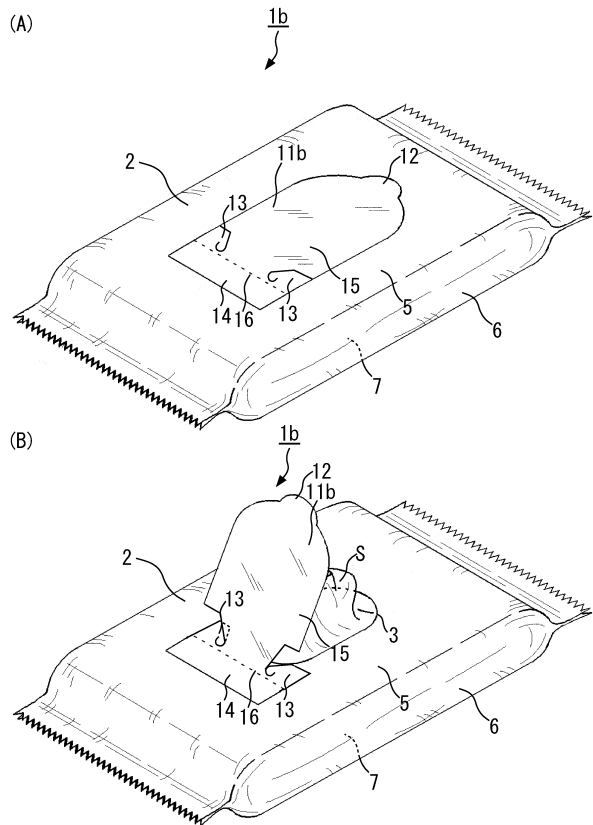
50

- 1 4 粘着固定部
- 1 4 a , 1 5 a 第 2 の シー ト
- 1 4 b , 1 5 b 印 刷 接 着 層
- 1 4 c , 1 5 c 第 1 の シー ト
- 1 4 d , 1 5 d 接 着 層
- 1 5 本 体 部
- 1 6 境 界 部
- 1 1 1 包 装 体
- 1 1 2 蓋 材
- 1 1 2 A 本 体 部 分
- 1 1 2 B 延 長 部 分
- 1 1 2 D 境 界 部
- 1 1 2 a 第 1 の シー ト
- 1 1 2 b 第 2 の シー ト
- S ウェットティッシュ

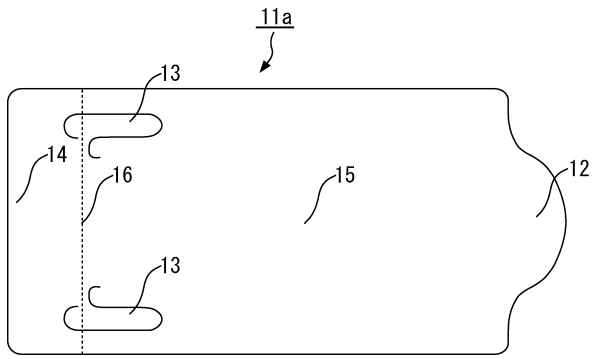
【 図 1 】



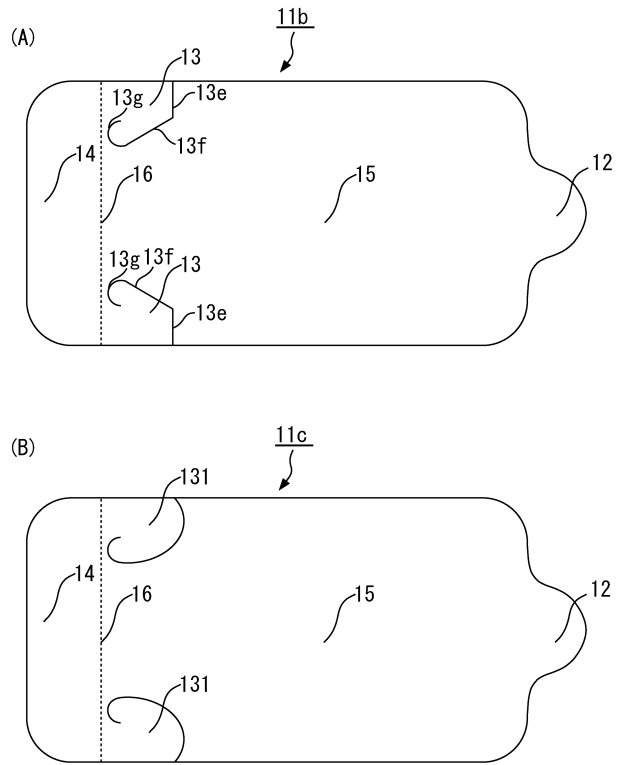
【 図 2 】



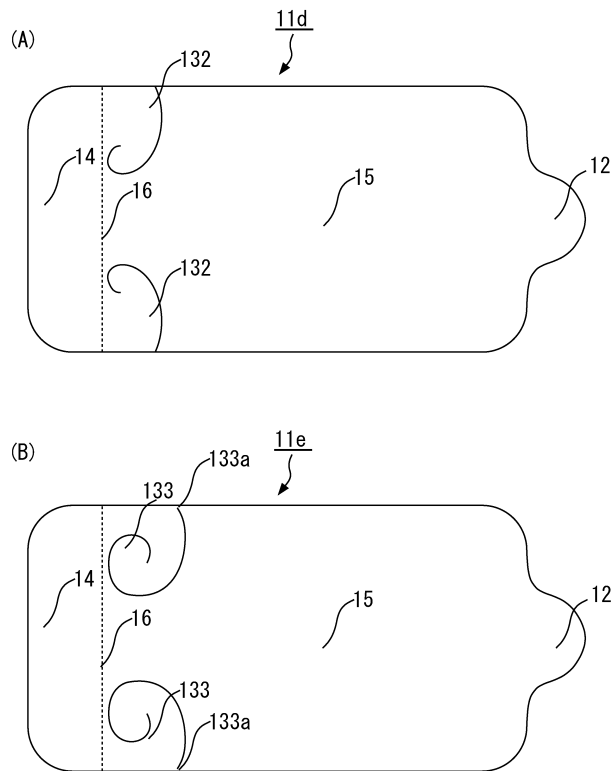
【 図 3 】



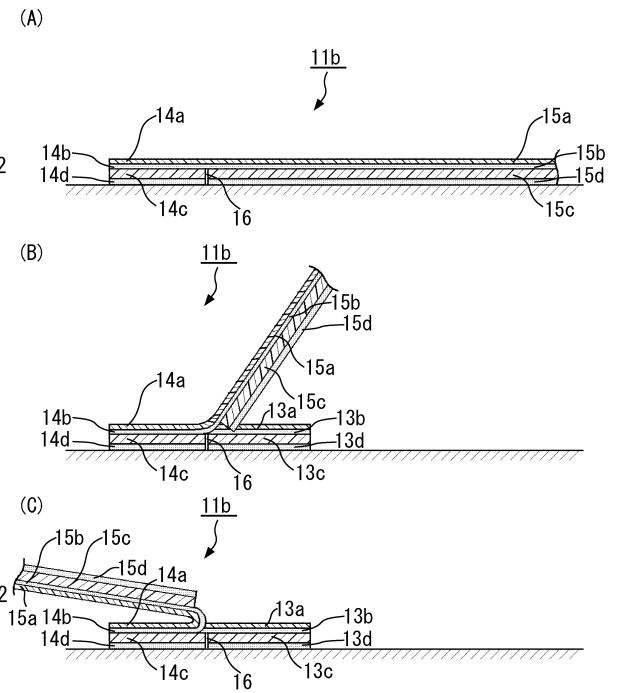
【 図 4 】



【 図 5 】

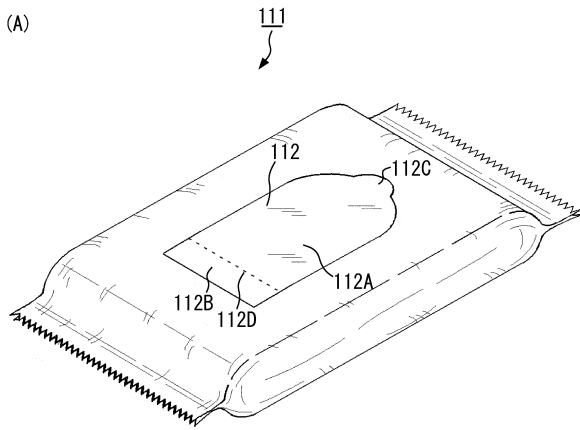


【 図 6 】

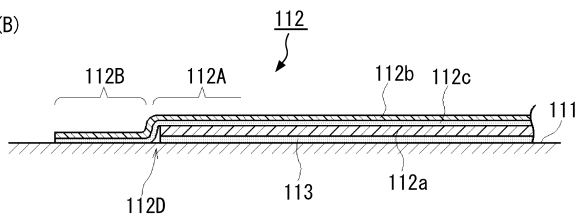


【 図 7 】

(A)



(B)



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平09 - 202369 (JP, A)
特開2005 - 219777 (JP, A)
特開平09 - 117387 (JP, A)
特開2011 - 225238 (JP, A)
米国特許出願公開第2003 / 0103696 (US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D 83 / 08
A47K 7 / 00